くらし百科 Living Information

㊶は問い合わせ先です

平成18年度介護保険料決定額通知書を送付します

㊶税務課介護保険料係 ☎22―1313

■介護保険料決定額通知書の内容をご確認ください

平成18年度の介護保険料決定額通知書（納付通知書）を8月15日に発送します。**今回から左表のとおり新しい保険料が適用**されますので、内容をご確認ください。なお、今回送付分の保険料額は、決定後の年間保険料額から4月送付分（仮徴収分）を除いた額になります。

表1　65歳以上の方の介護保険料

段階		対象者	年額	月額
第1段階	基準額×0.5	・生活保護受給者の方 ・老齢福祉年金受給者で、かつ世帯員全員が市民税非課税の方	21,300円	1,775円
第2段階	基準額×0.5	・世帯員全員が市民税非課税で、かつ本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	21,300円	1,775円
第3段階	基準額×0.75	・世帯員全員が市民税非課税の方 ※第1・第2段階該当者を除く	31,900円	2,662円
第4段階	基準額	・世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税の方	42,600円	3,550円
第5段階	基準額×1.25	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円未満の方	53,200円	4,437円
第6段階	基準額×1.5	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上の方	63,900円	5,325円

■経過措置対象者は減額された保険料を適用します

税制改正により、保険料段階が上昇した方は経過措置対象者に該当し、減額された保険料が適用されます（左表を参照）。

対象者の方には通知書に「税制改正による経過措置対象者に該当します（減額された保険料が適用されます）。」と記載しますのでご確認ください。

表2　税制改正による経過措置

保険料段階		平成18年度 年額	平成18年度 月額
第4段階		42,600円	3,550円
経過措置	税制改正がない場合、第1段階	28,100円	2,343円
経過措置	税制改正がない場合、第2段階	28,100円	2,343円
経過措置	税制改正がない場合、第3段階	35,300円	2,946円
第5段階		53,200円	4,437円
経過措置	税制改正がない場合、第1段階	31,900円	2,662円
経過措置	税制改正がない場合、第2段階	31,900円	2,662円
経過措置	税制改正がない場合、第3段階	38,700円	3,230円
経過措置	税制改正がない場合、第4段階	46,000円	3,834円

職場での悩みごとをアドバイスします

仙台労働条件相談センター（仙台市青葉区本町3―4―10、宮城県水産会館4階）では、賃金や労働時間、休日・休暇、派遣、退職・解雇、労働・社会保険、いじめ・嫌がらせなど、職場の問題に関するさまざまなご相談に専門の相談員が無料で応じています。

労使、本人家族などを問わず、お仕事帰りや土曜日にも相談できますので、お気軽にご相談ください。

●利用時間

・月曜～金曜　14時～20時
・土曜日　13時～18時

●仙台労働条件相談センターフリーダイヤル

☎0120―554―345

※携帯電話の場合は☎022―723―3571までお願いします。

※日曜・祝日および12月29日～1月3日はご利用になれません。あらかじめご了承ください。

児童手当の各種手続きはお済みですか？

■児童手当の支給対象範囲拡大に伴う手続きはお済みですか？

平成18年4月1日から、支給対象範囲が小学校6年生（12歳になった年度末）までの児童に拡大され、さらに所得制限額も拡大されました。

改正に伴う手続きは平成18年9月30日まで受け付けたものに限り、特例的に4月1日または支給要件に該当した日にさかのぼって支給されますので、手続きがお済みでない方はお早めに手続きください。

■児童手当現況届の提出を忘れていませんか？

児童手当を受けている方は、毎年6月に現況届を提出しなければなりません。この**現況届を提出しないと、引き続き児童手当を受けられなくなります。**

まだ提出していない方は、大至急子ども家庭課の窓口で手続きくださいますようお願いします。

※該当する方には、6月中旬ごろに現況届用紙を送付しています。

※制度の概要については市のホームページにも掲載しています。

詳しくは子ども家庭課までお問い合わせください。

㊶子ども家庭課総務係
☎22―1363

全国一斉「子ども人権110番」強調週間

法務省および全国人権擁護委員連合会では、全国一斉「子どもの人権110番」強化週間を実施します。いじめや体罰など、子どもを巡る人権問題について、人権擁護委員や法務局職員が電話相談に応じます。相談は無料（予約不要）、秘密厳守ですので、ぜひご相談ください。

●子ども人権110番

☎0570―070―110

●日時　8月28日(月)～9月3日(日)
8時30分～18時30分

※9月2日(土)・3日(日)は、10時～17時となります。

㊶仙台法務局人権擁護部
☎022―225―5611

国保税 Q&A

Q　私は国民健康保険に加入していますが、前年中は収入（所得）がないので申告はしませんでした。何か影響はありますか？

A　**国民健康保険税は、前年の所得や加入者数などにより税額が決定されますが、所得が基準額以下の世帯については、保険税を軽減する制度があります。**

軽減は所得の申告をしている世帯が対象となります。申告がないと軽減を受けられない場合がありますので、未申告の方はお早めに税務課窓口で申告してください。

㊶税務課国民健康保険税係
☎22―1313

ご存じですか？国民年金保険料の免除制度

所得が少ない、失業中などの理由で保険料を納めることが困難な場合に免除制度があります。

免除制度は、今までの全額免除、半額免除に加えて、4分の3免除と4分の1免除が取り入れられ、4段階になりました。

免除の認定は、申請者本人、申請者の配偶者、世帯主の前年の所得などで審査されます。

平成18年度は7月から申請を受け付けています。免除制度を希望される方はお早めに手続きをしてください。

●手続きに必要なもの

・年金手帳
・印鑑
・失業などの場合は、「雇用保険受給資格者証」または「離職票」の写しなど

※平成18年1月1日現在の住所が市外の方は、前住所地からの所得証明などが必要になります。

詳しくはお問い合わせください。

■国民年金保険料の納付方法は「口座振替」が便利です

郵便局や銀行窓口以外に、お近くのコンビニなどでも納められます。ぜひご利用ください。

㊶大河原社会保険事務所
☎0224―51―3111
市民課国民年金相談係
☎22―1312

戦没者などのご遺族の皆様へ 第8回特別弔慰金の申請はお済みですか？

第8回特別弔慰金は、終戦60周年に当たり、国が改めて戦没者などの遺族に対して弔慰の意を表すために支給されるものです。

●支給条件とその内容について

戦没者などの死亡当時のご遺族で、平成17年4月1日において、公務扶助料や遺族年金を受ける方がいない場合に、第8回特別弔慰金として額面40万円、10年償還の記名国債が支給されます。

●対象となるご遺族の順位について

①戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権取得者
②戦没者の子
③戦没者と生計関係を有しており、戦没者などと氏が同じである㋐父母・㋑孫・㋒祖父母・㋓兄弟姉妹
④③以外の㋐父母・㋑孫・㋒祖父母・㋓兄弟姉妹
⑤①～④以外のご遺族で、戦没者などの死亡時まで、引き続き1年以上生計関係を有していた三親等以内の親族

※先順位の方がいる場合は、ほかの方が申請することはできませんのでご注意ください。

●申請窓口　福祉事務所（福岡蔵本字茶園62―1　総合福祉センター内）

●請求期限　平成20年3月31日

※期間内に請求がない場合は受給できなくなりますので、ご注意ください。また、申請の受け付けから国債が発行されるまでに1年ほどかかりますので、あらかじめご了承ください。

㊶福祉事務所　☎22―1400

地域で自主的にひらく健康教室・健康相談会に医師・歯科医師の講師を紹介します！

宮城県保険医協会は、開業保険医を中心とする医師・歯科医師約1,700余名で構成する団体で、県民の健康確保と医療の充実・向上を目指す活動をしています。

協会では自治会や婦人会、老人クラブなどの団体や各種サークルの皆さんが開催する健康教室・健康相談会に講師や相談医を紹介しています。

講師料などについては、心配なく開催いただけるよう、原則的には協会が負担します。

各団体やサークルなどで健康教室・健康相談会の開催を計画する際には、ぜひご相談ください。なお、詳しくは協会事務局までお問い合わせください。

㊶宮城県保険医協会・事務局
☎022―265―1667

くらしのヒント　Do you know? 知ってる？

「羽毛布団の点検」～あなたも狙われています～

㊶いきいきプラザ消費生活相談室
☎220―7830
（相談日　月・水・金9時～16時）

梅雨も明け、洗濯日和ですね。毎日寝ているお布団も時々干した方が良いでしょう。最近、「布団」に関するトラブルが増えていますので参考にしてください。相談事例を挙げてみますので参考にしてください。

【事例】

自宅に「以前購入していただいた羽毛布団にダニが発生しているかどうか調べてあげましょう。」と電話がありました。間もなく男性2人が来て、「以前購入した布団を見せてほしい」と部屋に上がってきました。すぐにも押し入れを開けようとしているので、自分から布団を出すと、布団を見て「ダニがいるし、湿気があるので買い替えた方がいいですよ。今ならキャンペーン中ですので、新しい布団の値引きサービスと古い方のクリーニングサービスがあり、とてもお得です。」と言われ、契約書に名前と住所を書くと、新しい布団（値引きして50万円）を持ってきて古い布団と交換していきました。

古い布団はクリーニングに出したので、夜は新しい布団を使用したのですが、寝ながら50万円もする布団の代金を支払っていけるかどうか不安になり、翌日販売会社に電話で新しい布団を引き取ってほしい旨を伝えると、「一度寝た布団は受け取れない」と言われたのですが、本当にクーリング・オフはできないのしょうか？（契約2日目に相談）

大丈夫です。訪問販売による契約においては、特商法（特定商取引に関する法律）の政令指定商品や指定役務、指定権利についてクーリング・オフが可能です。

事業者は消費者からのクーリング・オフの申し出（ハガキでの簡易書留など）に対して、理由を問わず無条件で解約に応じなければなりません（赤枠・赤字でクーリング・オフ可能である旨が記載されているはずです）。クーリング・オフ期間内は、契約書などの書面を受け取った日から8日間以内に、クーリング・オフを行うことを書面で相手方に通知することが大切です。電話によるクーリング・オフの申し出はトラブルの元になりますので、ご注意ください。

相談者は翌日に相手方へ電話していますが、これだけでは不十分です。2日目ですのでクーリング・オフ期間内です。ハガキに「契約解除通知」と記入して契約日、販売会社、販売員、商品名などを書くとともに、契約者の住所、氏名を書いて最寄りの郵便局から「簡易書留」で送付しましょう。クレジットを組んだ場合は、クレジット会社にも送付しなければなりません。

また、商品については、着払い（販売会社）で送りましょう。分からないときは、消費生活相談室まで早めにご相談ください。また、クーリング・オフ期間が過ぎていても泣き寝入りせず、ご相談ください。

※空き店舗や空き地、駐車場での販売にもご注意！　トラブルの元になります。